

[事案 29-118] 遡及解約請求

・平成 29 年 11 月 30 日 裁定終了

<事案の概要>

更生計画の認可に伴う契約条件変更通知が届いていなかったとして、同通知が届いていたはずの時点に遡っての解約およびその後の保険料の返還を求めて申立てがあったもの。

<申立人の主張>

昭和 61 年 7 月に契約した医療保険付終身保険について、契約時の引受保険会社の経営破綻を受けた更生計画の認可に伴う契約条件変更通知が届いていたならば、変更内容からすると間違いなく解約していたので、本来変更通知が届いていたはずの時点から保険料払込期間満了時までに支払った保険料から、その後受領した配当金を差し引いた金額の返還を求める。

<保険会社の主張>

契約条件変更通知が作成され、戻り郵便となっていないことが管理資料から確認できること、新聞各紙に更生手続に関する広告を掲載して広く契約者に通知を行っていること等から、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人および申立人の妻の事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、保険会社が契約条件変更通知を送付せず、同通知が申立人に到達しなかったとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。